

ねりま後見人ネットだより

第17号

発行／令和2年3月

発行／練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま
TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224



E-mail：kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

その一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立ていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

成年後見制度利用促進法と中核機関の受託について

平成28年に成立・施行された『成年後見制度の利用の促進に関する法律』では、市区町村は国の計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。練馬区においても当計画の作成が進んでおり、令和2年度より施行を予定しています。その中で、練馬区では下記内容について現状と課題の一部として挙げています。

- ・認知症状のある方や障害のある方が増加していくに伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加が見込まれること
- ・支援が必要な方を早期に見出し速やかに必要な支援に結びつけるため、関係者の支援体制の構築や適切な後見人が選任される仕組みづくりが必要であること
- ・また、その中核となる機関の体制整備が重要であること

中核となる機関の体制整備については、練馬区では令和2年度より国が定める「中核機関」の運営主体として『練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま』が、相談・支援や周知普及等、これまで成年後見制度の推進機関として行ってきたことを活かして担うことになりました。引き続き、親族の方が円滑に制度を利用できるよう、個別相談や当情報誌の発行など、後見人受任後も安心して後見業務を行えるようにサポートを充実していきますので、お気軽にご相談ください。



ま・め・ち・し・き



監督人って何をしてくれる人？

成年後見人等が行う事務を監督するために、家庭裁判所は成年後見人等に対する監督制度として2つの方法を用いています。

1、成年後見監督人等を選任する

家庭裁判所が申立てまたは職権により監督人を選任して成年後見人等を直接的に監督させ、さらに家庭裁判所が後見的に監督する方法

2、家庭裁判所が監督する

成年後見監督人等を選任せずに家庭裁判所が監督をする方法

※監督人は不正防止のためだけではなく、『**後見人を支援する**』という役割も担っており、後見監督事務を通じて、助言や相談対応を行います。



監督人はどんなときに選任されるの？

成年後見監督人は主に親族が成年後見人等になる場合に選ばれます。

具体的には、下記のような場合が考えられます。

- ・親族間に対立があり後見事務に関して紛争が起きる可能性がある場合
- ・成年被後見人が多額の財産を保有しており、財産管理が複雑な場合
- ・後見事務の遂行に関して、専門職の支援を受けることが望ましい場合

※後見監督人は全てのケースに選任されるわけではなく、後見監督人が選任されるかどうかは、それぞれの事例ごとに家庭裁判所が判断することになります。



多額の財産がある場合は？

東京家庭裁判所では、成年後見人が管理する流動資産が概ね 1000 万円以上となる場合、原則として後見監督人が選任されています。ただ、流動資産が高額である事例で、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用が適する場合に、後見制度支援信託等を利用し、手元で管理するお金を 100 万円～500 万円程度に設定した場合は、後見監督人が選任されないこともあります。

【補足】

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金について



後見制度支援信託

後見制度支援信託とは、後見事件について、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託した上、信託財産の払戻しや信託契約を解約するなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

後見制度支援預貯金

後見制度支援預貯金とは、後見事件について、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合などの金融機関で開設できる後見制度支援預（貯）金口座に預け入れるもので、同口座に係る取引（出金や口座解約など）をする場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

〈東京家庭裁判所 HP 後見サイトより〉

! ほっと情報 !



被後見人の印鑑登録について（令和2年3月16日時点）

前号（16号）の記事で「成年被後見人等の権利制限にかかる措置の適正化等をはかるための関係法律の整備に関する法律」が全会一致で可決成立し、当法律の成立に伴い資格等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組み（個別審査規定）になったことをお伝えしました。

その中で、これまで出来なかった被後見人の印鑑登録について、本法律の制定に伴い、国の「印鑑登録証明事務処理要領」が一部改正され、印鑑の登録を受けることができない者を変更するように各自治体で条例の改正が行われています。

練馬区でも、令和2年3月16日より成年被後見人の方も印鑑登録することが出来るようになりました。なお、成年被後見人の方が申請する場合は、法定代理人の同行が必要で、代理での申請はできません。詳しくは、お近くの区民事務所へお問い合わせください。



講演会・区民公開研修のお知らせ

※申込は電話で権利擁護センターほっとサポートねりまへ

学びませんか？権利擁護と成年後見

～市民後見人（社会貢献型後見人）等養成研修説明会～

<第1部> 講演会 『権利擁護と地域の支え合い』

<第2部> 市民後見人等活動報告

日時：令和2年5月25日（月）10：00～12：00

場所：区民・産業プラザ研修室1（練馬区練馬1-17-1 Coconeri3階）

定員：100名（先着順）

講師：飯村史恵氏（立教大学コミュニティ福祉学部准教授）、市民後見人受任者、他

令和2年度 市民後見人等養成研修 区民公開講座

- 1) 成年後見制度について 講師：弁護士 土肥 尚子 氏
日時：6月17日（水）10：00～12：00
場所：区民・産業プラザ研修室1
- 2) 障害の理解と対象者理解 講師：大泉病院 医師 富田 真幸 氏
（精神障害） 日時：6月25日（木）10：00～12：00
場所：区民・産業プラザ研修室1
- 3) 認知症について 講師：社会福祉事業団 酒井 清子 氏
日時：6月26日（金）10：00～12：00
場所：区民・産業プラザ研修室1
- 4) 障害の理解と対象者理解 講師：白百合福祉作業所 職員、利用者
（知的障害） 日時：6月29日（月）10：00～12：00
場所：区民・産業プラザ研修室1
- 5) 社会保障制度について 講師：練馬区福祉部生活福祉課保護調整係 職員
日時：6月30日（火）10：00～12：00
場所：区民・産業プラザ研修室1

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしています。ご自身が行っている後見業務に不安を感じたり、何かお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター
ほっとサポートねりま

住所：練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5 階

TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15【祝日、年末年始を除く】